

# 2021（令和3）年度 社会福祉法人白鷺 事業計画

## 1. 事業方針

国内においては昨年当初から感染が始まった新型コロナウイルスによる感染症は、1年以上を経過した今も終息には至らず、社会活動や経済活動への影響が続いており、国民全体が重苦しさの中での生活を余儀なくされている。広島県においても、令和2年11月から12月の中旬にかけて感染拡大のピークを迎え、感染患者に用意された病床の使用率は65%に達し、医療崩壊の状況となった。この状況下では感染してもすぐに入院できないため、単身で生活している人が感染した場合の支援を考えた時、改めてエッセンシャルワーカーとしての使命を認識するとともに、切れることない緊張感がさらに大きく感じられるようになった。社会から期待される、社会福祉法人の「必要な社会サービスを必要としている方に届ける」というミッションを困難な状況下でも達成できることが求められている。

こうした危機的な状況下ではあるが、着実に進む人口減少は、今後の社会福祉法人の経営基盤の確立や地域にとって必要な事業の継続・創設を確かに行うための方法として「合併」「事業譲渡」「法人間連携」についての協議が重ねられており、限られた資源でより効率的な社会保障を実現するために、社会福祉法人の在り方にも変化が求められている。

法改正から4年が経過した現在、社会福祉法人には、更なるガバナンスの強化と透明性の確保に取り組み、自立性・主体性を失うことなく、開拓性、先駆性、公共性、独自性という精神を堅持し、セーフティネットの役割を担うことが求められており、「地域共生社会」の実現に向けて、自法人だけでなく市町社協等地域の多様な社会資源と連携しつつ、多様化・複雑化する地域課題の解決への取り組みも求められている。

本法人においても、本来事業の充実を図っていくと共に、社会福祉法人の使命を自覚し、地域の中に潜在している福祉的ニーズに対して積極的な姿勢を示せるよう取り組み、理事会・評議員会の権限や役割を果たし、ガバナンスの強化を図るとともに、内部留保に対する正確な判断の基に中長期計画の策定を行うなど財務規律の確立に努め、情報開示に取り組んでいく。

## 2. 事業内容

### (1) 地域における公益的な取り組み

福山市地域福祉貢献活動推進協議会の事業である、「くらしの相談窓口」を継続し、地域の困りごとに対応し、社会福祉法人が本来の福祉機能を発揮し、地域における「自助」「互助」を支援し、包括的に課題に取り組めるような事業を始めていけるよう働きかけていきたい。

その他、新型コロナウイルス感染拡大により、地域の集まりも制限を受けており、地域共生社会の実現に向けた取組である住民の居場所（サロン）や、活動場所の提供は難しい現状ではあるが、自然災害時における福祉避難所としての役割が担えるよう、BCPに合致するよ

う準備して行きたい。また、住民に対して障害への理解を深めることを目的として、市内各地で行っている演奏活動もコロナ禍のなかで機会を失っているが、市内の学校に WEB で演奏を届けることができたことからリモート演奏会の可能性を探って行きたい。

## (2) 事業運営の透明性向上への対応

自法人の HP に、財務諸表、定款、役員名簿などを毎年更新し掲載していく。重ねて全国社会福祉法人経営者協議会のHP上でも公表し、社会福祉法人の一員としての責任を果たし、事業運営の更なる透明化向上に努めていく。

## (3) 人材確保

働きやすい職場づくりや人材育成、サービスの向上に取り組んでいる事業であることの証として、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が実施している認証制度「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」に申請し、スタンダード認証法人となる。

また、採用した職員の待遇改善がはかれるよう、従来の処遇改善手当に加え特定処遇改善手当を取得し該当職員に配分する。

## (4) 会議開催時期と主な議題

### ■理事会

5月 通常理事会（決算）

6月 通常理事会（理事長の選任）

10月 通常理事会（予算執行状況）

3月 通常理事会（事業計画及び資金収支予算）

### ■評議員会

6月 定時評議員会（決算の承認、理事及び監事の選任）

3月 定時評議員会（事業計画及び資金収支予算）

※ 臨時理事会、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

### ■評議員・選任解任委員会

6月 新評議員の選任

## (5) 監事監査の実施

5月 監事監査規定に基づく決算監査

## (6) 法人役員研修への参加